

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：渋谷区

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.0%
全職員	83.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	99.4%
本庁係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.1%
31～35年	99.8%
26～30年	102.8%
21～25年	85.4%
16～20年	81.3%
11～15年	86.6%
6～10年	90.1%
1～5年	88.9%

【説明欄】

差異の主な要因は、以下のとおりである。

- ・主たる生計維持者として扶養手当を受給している職員に占める男性の割合が77%であること。
- ・時間外勤務手当における女性の平均時間数は、男性の平均時間数の53%であること。
- ・部分休業を取得している職員に占める女性の割合が91%であること。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	25.0%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

1. 行政系職員（事務系・福祉系・一般技術系・医療技術系）

区分	令和8年度
部長級	8.7%
課長級	25.0%
課長補佐級	37.6%
係長級	52.7%

2. 技能系職員

区分	令和8年度
統括技能長	0.0%
技能長	10.0%

3. 教育職員

区分	令和8年度
園長	100.0%
副園長	100.0%
指導主事	20.0%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
事務系	48.8%
福祉系	73.1%
一般技術系	36.4%
医療技術系	100.0%
技能系	0.0%
教育	100.0%

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	106.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.9%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	17.6%	0.0%	—	50.0%
1月超3月以下	29.4%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	20.6%	5.2%	—	0.0%
6月超9月以下	17.6%	8.6%	—	50.0%
9月超12月以下	8.8%	31.0%	—	0.0%
12月超24月以下	2.9%	36.2%	—	0.0%
24月超	0.0%	19.0%	—	0.0%

【説明欄】

- ・総務省実施の「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の対象職員から算出
- ・出生した年度と育児休業の取得年度が異なる者がいると、取得率が100%を超える場合がある。

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命
じられて勤務した時間

区分	令和7年度
月平均時間数	6.7時間

Ⅶ 職員の年次有給休暇の取得日数の状況

区分	令和7年度
平均取得日数	16.9日

【説明欄】

・総務省実施の「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の対象職員から算出